

明石市企業主導型保育事業所設置促進補助金交付基準

1 目的

明石市内における企業主導型保育事業所（以下、「事業所」という）の設置促進により待機児童の解消を図ることを目的とし、事業所を設置する法人等に対して設置促進補助金を交付するものです。

2 補助金の概要

本市では、待機児童解消に向けた緊急対策事業の一環として、企業主導型保育事業の開設を推進しています。当該事業については、従業員の子どもを預かる「従業員枠」だけでなく、地域の子どもを預かる「地域枠」の設定が可能となっています。

「地域枠」については、市の保育受入枠の確保方策に算入することができるため、地域枠を設定する事業者に対して、設定人数及び受入数に応じて明石市企業主導型保育事業所設置促進補助金（以下、「本補助金」という）を交付します。

3 対象者

本補助金の交付の対象者（以下、「対象法人等」という）は、次の各項目すべてに該当する事業所を設置する法人等とします。

- (1) 公益財団法人児童育成協会（以下、「協会」という）から、企業主導型保育事業（運営費）の助成決定を受けていること
 - (2) 明石市内に事業所を設置していること
 - (3) 企業主導型保育事業実施にあたり、施設整備の外構工事費、又は設備・備品の購入及び設置に係る費用が発生していること
 - (4) 下記、①のみ又は①と②の両方の条件を満たしていること
 - ① 企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の2に定める地域枠の設定をしていること
 - ② 補助金の交付を受けようとする年度の3月1日時点において地域枠に市内居住の児童を受け入れていること。ただし、定期的な利用のない児童を除く。
 - (5) 過去に本補助金を受けていないこと
- ※ 外構工事とは、施設整備に伴う屋外遊戯場、フェンス、植栽、大型遊具の設置等の工事のことをいいます。
- ※ 備品とは、器具等その性質、形状をかえることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるもので取得価格が1万円以上のものとし、消耗品を除き

ます。

※ 本補助金の交付基準制定以前にすでに開設している事業所についても対象となります。

※ 定期的な利用のない児童とは、概ね月 15 日（週 3 日）以下利用する児童のことをいいます。

4 補助金額

以下に掲げる方法において算出される「補助基礎額」と「施設整備の外構工事費、設備・備品の購入及び設置に係る費用」とを比較して少ない方の額が補助額となります。また、補助金の上限は300万円とします。

補助基礎額は、下記の①と②の合計額とします。

- ① 地域枠設定数1人につき10万円
- ② 補助金の交付を受けようとする年度の3月1日時点の地域枠受入数1人につき10万円 ※定期的な利用のない児童を除く

5 交付申請及び交付決定

(1) 交付申請時の提出資料

本補助金の交付を受けようとする対象法人等は、別途様式で定める明石市企業主導型保育事業所設置促進補助金交付申請書（以下、申請書という）に次の各書類を添付して明石市へ提出するものとします。

- ① 協会に提出した企業主導型保育事業（運営費）助成申込書の写し
- ② 協会から通知を受けた企業主導型保育事業（運営費）の助成決定通知書の写し
- ③ 認可外保育施設設置届の写し
- ④ 在籍児童名簿（交付申請時点）

(2) 交付申請期限

協会より企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知を受けてから1か月以内とします。ただし、協会の助成決定後1か月を過ぎて交付申請を行う場合は、明石市企業主導型保育事業所設置促進補助金交付申請遅延理由書を申請書と併せて明石市へ提出するものとします。

(3) 交付決定

明石市は申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、明石市企業主導型保育事業所設置促進補助金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは明石市企業主導型保育事業所設置促進補助金不交付決定通知書により対象法人等に通知するものとします。

6 変更の届出

交付決定を受けた対象法人等（以下、「交付決定法人等」という）は、申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を明石市に届出るものとします。

7 補助金の交付

(1) 実績報告

交付決定法人等は、協会から企業主導型保育事業所（運営費）助成額確定通知を受けてから30日以内、又は補助金の交付を受けようとする年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、別途様式で定める実績報告書に次の書類を添付して提出するものとします。

- ① 協会に提出した企業主導型保育事業（運営費）完了報告書の写し
- ② 協会から通知を受けた企業主導型保育事業（運営費）助成額確定通知書の写し
- ③ 施設整備の外構工事費、設備・備品の購入及び設置に係る費用の領収証等支払いを確認できるものの写し
- ④ 本補助事業の実施内容が確認できる写真
- ⑤ 在籍児童名簿（補助金の交付を受けようとする年度の3月1日時点）

(2) 額の確定

明石市は実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の額を確定し、明石市企業主導型保育事業所設置促進補助金額確定通知書により、交付決定法人等に通知するものとします。

(3) 補助金の請求及び支払い

額の確定通知を受けた交付決定法人等は、請求書により明石市に補助金の請求をし、請求を受けた明石市は補助金を交付するものとします。

8 交付決定の取消及び補助金の返還

交付決定法人等が次の各項目のいずれかに該当すると明石市が認めるときは、当該交付決定法人等にかかる交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、すでに明石市が当該交付決定法人等に対して補助金を交付しているときは、補助金の返還を求めるものとします。

- (1) 補助金を交付決定の内容以外の用途に使用したとき
- (2) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 企業主導型保育事業（運営費）の助成決定の取消が行われたとき

9 関係書類の整備

補助金の交付を受けた対象法人等は、当該補助金に関する収入及び支出の帳

簿及び証拠書類を備え、当該補助金の交付を受けた期間の満了日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとします。

10 処分の制限

本補助事業により取得した財産等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められている耐用年数を経過するまで、明石市の承認を受けないで処分をしてはなりません。